

## 海岸堤防等老朽化対策緊急事業（新規）

【120（0）百万円】

### 対策のポイント

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化対策を計画的に推進し施設の機能強化を図り、人命や資産の防護を推進します。

（海岸保全施設の現状）

- ・ 海岸堤防等の**海岸保全施設**は、築造後相当な年月が経過したものが多く、部材の経年変化や波力等の影響による**損傷や機能低下**が進行しています。
- ・ 一方、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による破滅的な災害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっています。

### 政策目標

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等について防災・減災対策を実施

3.5万ha（H14年度） 2.2万ha（H19年度）まで減少

<内容>

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進します。

<事業実施主体>

1. 事業実施主体 地方公共団体
2. 補助率 1 / 2等
3. 事業実施期間 平成20年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2210（直））]